

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づき 知事が指定する土地の区域に関する運用指針

この指針は、「都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」(以下「条例」といいます。)第5条第1項の規定により知事が指定する土地の区域の指定にあたって、具体的な考え方と手続きをまとめたものです。

区域の指定は、地方分権による「地域特性を踏まえた総合的なまちづくり」の主旨を踏まえ、まちづくりの主体となる住民と市町村が協働で行う多様なまちづくりを支援するため、市町村長の申出により行うこととしています。

市町村における区域指定申出案の作成にあたっては、本指針を参考としてください。

1 条例制定の趣旨

(1) 農山村地域としての活力の維持、健全なコミュニティの維持・形成

現在、市街化調整区域の存する5市町(塩尻市、須坂市、豊科町、小布施町、豊野町)においては、市街化調整区域内の人口は減少し、少子高齢化の進行、核家族化、農家数の減少等により今後も人口の減少が続くことが見込まれます。一部には人口減少による地域の活力の低下や地域コミュニティ、地域文化の維持、継承が困難となること等の問題が起きることが予想されます。

また、市街化調整区域は都市計画法(以下「法」といいます。)に基づき「市街化を抑制する区域」と位置付けられていますが、市街化調整区域内で既に建築物の立地が相当進んでいる区域においても一律に住宅などの一般的な建築物の建築を規制しているために、比較的規制の緩やかな非線引都市計画区域の白地区域(用途地域の定めのない区域)や都市計画区域外へ人口が流出する等、周辺の土地利用と比較した場合に不合理というべき状態が見られます。

一律規制による開発抑制を見直し、市街化調整区域に居住する人々の住環境の改善及び保全、農村集落が自立的に存続していくための環境整備及び適切な土地利用を地域が主体的に考えていけるよう本条例による区域指定を行います。

(2) 開発抑制から地区レベルでの計画的な土地利用への誘導

市街化を抑制する区域である市街化調整区域であっても、住民のための便利施設としての店舗やドライブイン等の沿道サービス施設、農業用倉庫や農家の分家住宅等の建築が認められています。また、平成12年の法改正により廃止された既存宅地の特例(市街化調整区域として区域区分された際に既に宅地であったことが確認された土地における建築許可適用除外の特例)では、長野県においては、既存宅地確認制度の運用基準として第二種中高層住居専用地域に適合する用途の建築物の建築を認めていたため、1,500㎡未満の物品販売店や中層共同住宅、小規模な宅地の分譲等の周辺土地利用と不調和な建築物の建築が許容されていました。

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域としての一律規制により土地利用計画をもたないため、地域住民が集落のまちづくりや景観に対する議論をすることなく、立地基準に適合するものが個別に許容されることとなり、また、立地基準に適合しない建築物は建築できないために、荒廃農地が放置され、開発許可が不要である資材置場や廃車置場等がみられ、結果として田園景観を損ねていることが見受けられます。

区域指定にあたっては、地域のまちづくりを実効性のあるものとするため、土地利用や景観形成に関して地域住民の合意形成が図られた集落であることを区域指定の前提とします。

2 区域の選定について

- (1) 区域の選定にあたっては、集落の活性化、コミュニティの維持・形成を目的として指定を行うこととしているため、対象となる区域の人口及び世帯数の動向、高齢化の進行等により、市街化調整区域として区域区分された昭和46年当時と比較して衰退の状況が見られることや空家及び荒廃農地等の増加により景観形成に支障をきたしていること等の課題に対応するため、区域指定を行う必要性が認められるかを検討する必要があります。
- (2) 法第34条第8号の3の規定では「市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域」であることを要件としています。この近隣接要件については具体的な距離規定はないため、徒歩圏域である数百メートル程度を目安とすることも考えられますが、道路交通網の整備が進み、自動車保有率が高く、自動車交通が主体である本県の状況においては、市街化区域からの距離をもって一律に判断することは適当でないため、生活圏の状況、生活利便施設・公益的施設の設置状況、交通施設の利用形態等を勘案して総合的に判断することとします。
- (3) 都市計画法施行令（以下「政令」といいます。）第29条の6において、条例で指定する土地の区域には、政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域を含まないこととされていることから、原則として以下の土地の区域は指定する土地の区域に含むことができません。

ただし、規制区域の指定の解除の見込みが確実であると判断できる場合は、区域に含めることができることとします。区域の選定にあたっては、関係部局との協議・調整を十分に行ってください。

ア 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域

- ・ 地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の災害による危険を避けるため土地利用が規制されている区域
- ・ 過去に水害等の災害の発生した区域（既に対策が講じられている区域を除く）

イ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域

- ・ 農業振興地域内の農用地区域、甲種農地、一種農地等

ウ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備するため保全すべき土地の区域

- ・ 自然公園特別地域、自然環境保全地域、保安林、保安施設地区等

3 区域指定要件について

条例第5条第1項では法第34条第8号の3の規定による指定する土地の区域について以下のとおり要件を定めています。

第5条 法第34条第8号の3の規定による指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域であって、原則として政令第8条第1項第2号の口から二までに掲げる土地の区域を含まない土地の区域のうちから、知事が指定するものとする。

- (1) 連たんしている建築物の相当数が居住の用に供するものである土地の区域
- (2) 規則で定める規模の道路が、当該区域内に適当に配置され、かつ、当該区域外の規則で定める規模の道路と接続している土地の区域
- (3) 排水施設が、当該区域内の下水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する下水をいう。）を有効かつ適切に排出することができる構造及び能力で適当に配置されている土地の区域
- (4) 給水施設が、当該区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されている土地の区域
- (5) 市街化区域の計画的な市街化に支障がない土地の区域

(1) 連たんしている建築物の相当数が居住の用に供するものである土地の区域

法第34条8号の3では、「おおむね50以上の建築物が連たんしている地域」であることが要件とされていますが、これは、市街化調整区域であっても建築物が一定程度集積している地域では公共施設の整備がある程度進んでおり、開発行為が行われたとしても新たな公共投資を必ずしも必要としないとの考えで設けられたものです。

連たんの考え方については、昭和57年7月16日付け建設省総合政策局宅地課民間宅地指導室長通達（平成12年地方分権一括法施行に伴い廃止）に基づき、従来から建築物の敷地相互間隔が原則50mであることをもって判断していることからこれに拠ることとします。ただし、集落の一体性を確保するために必要と認められる場合については、自治会組織等において一体的に機能していることなどを目安に地域の実情を踏まえて判断することとします。

建築物については、集落の活性化、コミュニティの維持・形成を区域指定の目的としているため、居住の用に供する建築物が相当数（少なくとも40以上）在ることが必要です。

(2) 道路要件について

区域内の道路が4m以上の幅員で適当に配置され、かつ、区域外の6.5m以上の幅員の道路に接続していることを要件としています。

しかしながら、集落内の道路が全て4m以上に整備されている区域は、現実にはほとんど無いため、4m未満の道路であっても区域内道路の整備方針が定められている区域については要件を満たすものと判断します。具体的には、既存建築物の増改築に際して、道路後退部分を市町村に帰属することや道路の維持管理等について、住民と市町村との

間で任意の協定が結ばれていること等が考えられます。

なお、狭小道路であっても一律に拡幅を求めるものではなく、集落景観を形成するうえで重要なもの等について、道路の利用状況及び周辺の道路状況等により車両の通行上、消防活動上及び避難上支障がないと認められる場合等、地域の実情に応じて判断を行います。

区域指定後の開発許可にあたっては、開発区域内に新たに区画道路を整備する開発行為については、区画道路が接続する既存道路の幅員は政令第 25 条第 4 号の規定による 6.5m 以上の道路であることとし、同号括弧書きの規定は原則として適用しないものとします。これは、新たな区画道路を整備することにより増大する交通量に接続先の既存道路が対応できることを規定したものであり、新たな公共投資を要しないことを前提として指定する土地の区域においては、既存の公共施設で対応可能な範囲で行われる開発行為に限り認めるものとします。

また、区画道路の幅員等についても同様に緩和規定を原則として適用しないものとします。

(3) 排水施設について

生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）の処理については、地方公共団体が管理する下水道が整備されており、区域指定による新たな開発行為により増加が想定される汚水を処理する能力が十分である区域を原則とします。ただし、3 年以内に下水道の供用開始が予定されている区域や浄化槽放流先が確保されており、かつ、汚水処理を浄化槽により行うこと及び維持管理等について住民と市町村との間で任意の協定が結ばれている区域等については、要件に該当することとします。

雨水の処理については、区域内の河川、水路等へ放流することが可能であると同時に区域外の接続先の能力が十分である区域であることを原則とします。ただし、敷地内浸透処理とすることについて、設置基準及び管理等について住民と市町村との間で任意の協定が結ばれている区域等については、要件に該当することとします。

(4) 給水施設について

区域指定により増加が想定される需要に既存の給水施設の能力が十分であることが要件となります。

(5) 市街化区域の計画的な市街化に支障がないことについて

区域指定については、当該都市計画区域の区域区分制度に少なからず影響を及ぼすことが想定されることから、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」といいます。）及び当該市町村の都市計画に関する基本方針（以下「市町村都市計画マスタープラン」といいます。）と整合していることが必要となります。しかしながら市町村都市計画マスタープランが条例の制定以前に定められたものについては、本制度の活用が想定されておらず、直接的な記載がないため、少なくとも内容と

矛盾していないことが必要となります。

広域的視点から都市づくりの理念・目標、制度活用の方向性等を県が策定した長野県都市計画ビジョンにおいては、「市街化調整区域内の集落の活性化・コミュニティの維持」を本制度活用の目的としており、市町村において区域指定の申出を行う際には、当該区域におけるまちづくり上の課題や住民の意向等を把握するとともに、各市町村の市街化区域の整備方針と市街化調整区域のあり方、指定後の当該地域の位置付け等について十分に検討を行ってください。

なお、既成市街地として市街化区域に編入が予定されている区域又は土地区画整理事業等により公共施設を整備しつつ計画的に市街化を図るべき区域及びこれらの区域に近隣接する区域においては、区域指定が計画的な整備に支障がないかについて関係部局と協議のうえ十分な検討が必要となります。

4 区域指定手続きについて

条例第5条第2項から第6項では区域の指定について以下のとおり手続きを規定しています。

第5条

- 2 前項の土地の区域の指定（以下この条及び次条において「区域指定」という。）は、その土地の区域を管轄する市町村長の申出により行うものとする。
- 3 知事は、区域指定をしようとするときは、あらかじめ、長野県開発審査会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、区域指定をするときは、その旨及び当該区域指定に係る土地の区域を告示しなければならない。
- 5 区域指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。
- 6 前3項の規定は区域指定の解除及び区域指定に係る土地の区域の変更について、第2項の規定は区域指定に係る土地の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(1) 区域の指定の申出

本指針に基づき集落の活性化及び健全なコミュニティの維持・形成のため区域指定が必要と認められ、指定要件に該当する区域について市町村長の申出により知事が指定を行います。

市町村において指定の申出案を作成する際には、地域の現状を十分に把握し、本制度の趣旨である地域の活性化、コミュニティの維持・形成について地域住民に十分に説明及び理解を求めた上で行う必要があります。具体的には、住民アンケートや説明会及びワークショップ等の手法により住民の意向を十分に反映できるように努めるとともに、作成した申出案について住民に周知を図ることが必要です。

(2) 田園集落景観への配慮について

区域指定にあたっては、開発行為を許容することで、地域の資産である田園景観を損

なうことのないよう配慮する必要がある、まちづくりや田園景観の保全について住民の合意形成が図られることが必要です。具体的には新たな住宅や店舗が既存の集落にとけ込むよう、建築物の形態や材料・色彩、敷地周りの緑化、広告物の規模やデザイン等について地域のルールづくりに取り組み、住民間で方針を定めることや、必要に応じて建築基準法に基づく建築協定や法律、条例及び要綱等に基づく景観形成に関する住民協定の締結などを検討することが必要です。

県は区域指定後、開発許可等に際して必要が認められる場合は、協定等の内容について法第 41 条の規定による開発区域の土地についての制限を定めることや法第 79 条の規定による許可条件を付すこととします。

- (3) 市町村において作成した申出案について上位の土地利用計画や他法令等との整合を検討し、関係部局と協議・調整を行うこととともに、法令、条例及び本指針の要件を満たすものであるかについて、建築管理課に事前協議を行ってください。
- (4) 建築管理課は、事前協議のあった区域について内容を確認のうえ、開発審査会において事前審議を行います。事前審議の結果、検討が必要な場合は市町村と再度協議を行います。
- (5) 市町村は事前協議の整った区域について、条例第 5 条第 2 項の規定に基づき指定を申出します。建築管理課は、申出のあった区域について、条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、開発審査会において審議を行い、意見を聴きます。
申出のあった区域について、開発審査会において支障がないと認められた場合は、知事が指定をするとともに、県報にて告示します。
- (6) 指定後は、指定された土地の区域の所在する市町村、当該区域の所在地を管轄する地方事務所（塩尻市にあつては松本地方事務所、須坂市にあつては長野地方事務所）及び建築管理課に区域指定図を備え公衆の閲覧に供します。
- (7) 指定の解除及び指定に係る土地の区域の変更及び拡張についてそれぞれ指定の手続きに準じて行います。

5 環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途について

条例第 6 条では指定された土地の区域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途について以下のとおり規定しています。

第 6 条 法第 34 条第 8 号の 3 の規定による開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、次の各号に掲げる用途以外の用途とする。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2 の（い）の項の第 1 号に掲げる建築物（長屋を除く。）の用途
- (2) 建築基準法別表第 2 の（ろ）の項の第 2 号に掲げる建築物の用途
- (3) 第 1 号の建築物で前号の建築物の用途を兼ねるものの用途
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区域指定に係る土地の区域ごとに知事が指定する建築

物の用途

(5) 前各号の建築物に附属するものの用途

- 2 前項第4号の建築物の用途の指定は、指定に係る土地の区域を管轄する市町村長の申出により行うものとする。
- 3 前条第3項から第6項までの規定は、第1項第4号の指定について準用する。この場合において、前条第3項中「区域指定」とあるのは「次条第1項第4号の建築物の用途の指定（以下この条において「用途指定」という。）」と、同条第4項中「区域指定」とあるのは「用途指定」と、「土地の区域」とあるのは「建築物の用途」と、同条第5項中「区域指定」とあるのは「用途指定」と、同条第6項中「区域指定の解除及び区域指定に係る土地の区域の変更について、第2項の規定は区域指定に係る土地の拡張について、それぞれ」とあるのは「用途指定の解除について」と読み替えるものとする。

(1) 指定された土地の区域で許容される予定建築物等の用途は、一戸建の専用住宅、店舗・飲食店等でその用途に供する部分の床面積が150㎡以内のもの、住宅で店舗・飲食店等を兼ねるもの、区域ごとに知事が指定する建築物の用途及びこれらの附属建築物となります。

(2) 知事が指定する建築物の用途

戸建て住宅等以外の建築物の用途について、集落の活性化のために必要と認められる用途を市町村長の申出により区域ごとに指定します。

具体的には、都市住民との交流のための宿泊施設や社会福祉施設に該当しない宅幼老所等が考えられますが、地域の実情に応じて必要と認められるものを指定します。

用途指定の申出にあたっては、区域指定と同様に住民の意向を十分に反映できるよう努めるとともに申出案について住民に周知を図ることが必要です。

(3) 用途指定の手続きは、区域指定の手続きを準用して行います。申出は原則として区域指定と同時としますが、必要に応じて区域指定後に随時行うこととします。

6 区域指定申出書の作成について

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（以下、「規則」といいます。）第4条では、区域指定の申出について定めています。

第4条 条例第5条第2項の規定による申出は、区域指定申出書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申出書には、次の各号に掲げる図面等を添えなければならない。

- (1) 指定を申し出る土地の区域が条例第5条第1項各号に該当する土地の区域であることを示す図書
- (2) 指定を申し出る土地の区域の位置を示す図面
- (3) 指定を申し出る土地の区域の土地の利用状況を示す図面
- (4) 指定を申し出る土地の区域及びその周辺の土地の区域における公共施設の整備状

況を示す図面

(5) 指定を申し出る土地の区域が条例第 5 条第 1 項各号に該当する土地の区域であることを前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(1) 申出書の作成

区域指定の申出は、区域指定申出書（規則様式第 1 号）を知事に提出して行うこととされています。

申出書には、区域の概要と人口動態等の社会的状況による当該地域の課題等及び区域指定の必要性等の申出理由を記載し、区域指定案の作成にあたって行った住民アンケートや説明会等の実施状況及びその結果等の概要を記載し、住民の意向を反映して作成したものであること及び地域の景観への配慮に関する方針について記載のうえ住民協定等の案等を添付してください。

また、市町村総合計画、国土利用計画法に基づく土地利用計画及び市町村都市計画マスタープラン等における当該区域の位置付けと土地利用方針について記載してください。

(2) 添付図面等の作成について

ア 条例第 5 条第 1 項各号に掲げる要件の適合状況を示す図書として、法第 34 条 8 号の 3 の規定による「市街化区域に隣接又は近接し、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している」こと法律要件について、小中学校区等の生活単位や住民の日常生活に密接に関連する生活利便施設、公益的施設又は交通施設の利用形態の実態及び共通性に照らして市街化区域と一体的な関係にある区域であることを記載した図書を作成してください。

また、建築物の連たん状況、道路、給排水施設の整備状況、区域内道路の整備方針、浄化槽及び雨水浸透処理施設の設置に関する方針及び市街化区域の計画的な市街化に支障がないことについて、必要に応じて整備計画書の写し等の資料を添付のうえ適合状況を記載した図書を作成してください。

イ 指定を申し出する土地の区域の位置を示す図面として位置図（25,000 分の 1 程度）及び区域図（2,500 分の 1 程度）に申出区域界を赤色の実線で示し、区域の名称を記載してください。また、区域住民が利用する公共公益施設の位置及び名称を示してください。

ウ 指定を申出する土地の区域の土地利用状況を示す図面（2,500 分の 1 程度）には、申出区域界を赤色の実線で示し、土地利用の現況について、次の区分に従って着色し、凡例を表示してください。

宅地：茶色、農地：黄色、山林：緑色、雑種地：灰色、その他：水色（墓地等）
道路河川等：無着色

エ 指定を申出する土地の区域及びその周辺の土地の区域の公共施設の整備状況を示す図面には、道路（幅員等）、上水道及び下水道の整備状況について着色等により表示

し、区域住民が利用する公共公益施設の位置及び名称を示してください。(必要に応じて複数の図面としてください。)

オ 知事が必要と認める書類については、条例第5条第1項各号に掲げる要件について区域指定調書(別表第1)及び区域指定検討図(2,500分の1程度)を作成してください。検討図には申出区域界を赤色の実線で示し、連たん建築物(建築物の用途、階数等)、農振農用地の除外区域等を表示してください。(必要に応じて複数の図面としてください。)

7 用途指定申出書の作成について

規則第5条では、用途指定の申出について定めています。

第5条 条例第6条第2項の規定による申出は、用途指定申出書(様式第2号)により行うものとする。

2 前項の申出書には、前条第2項第2号から第5号までに掲げる図面等を添えなければならない。ただし、条例第6条第2項の規定による申出を条例第5条第2項の規定による申出と併せて行うときは、この限りでない。

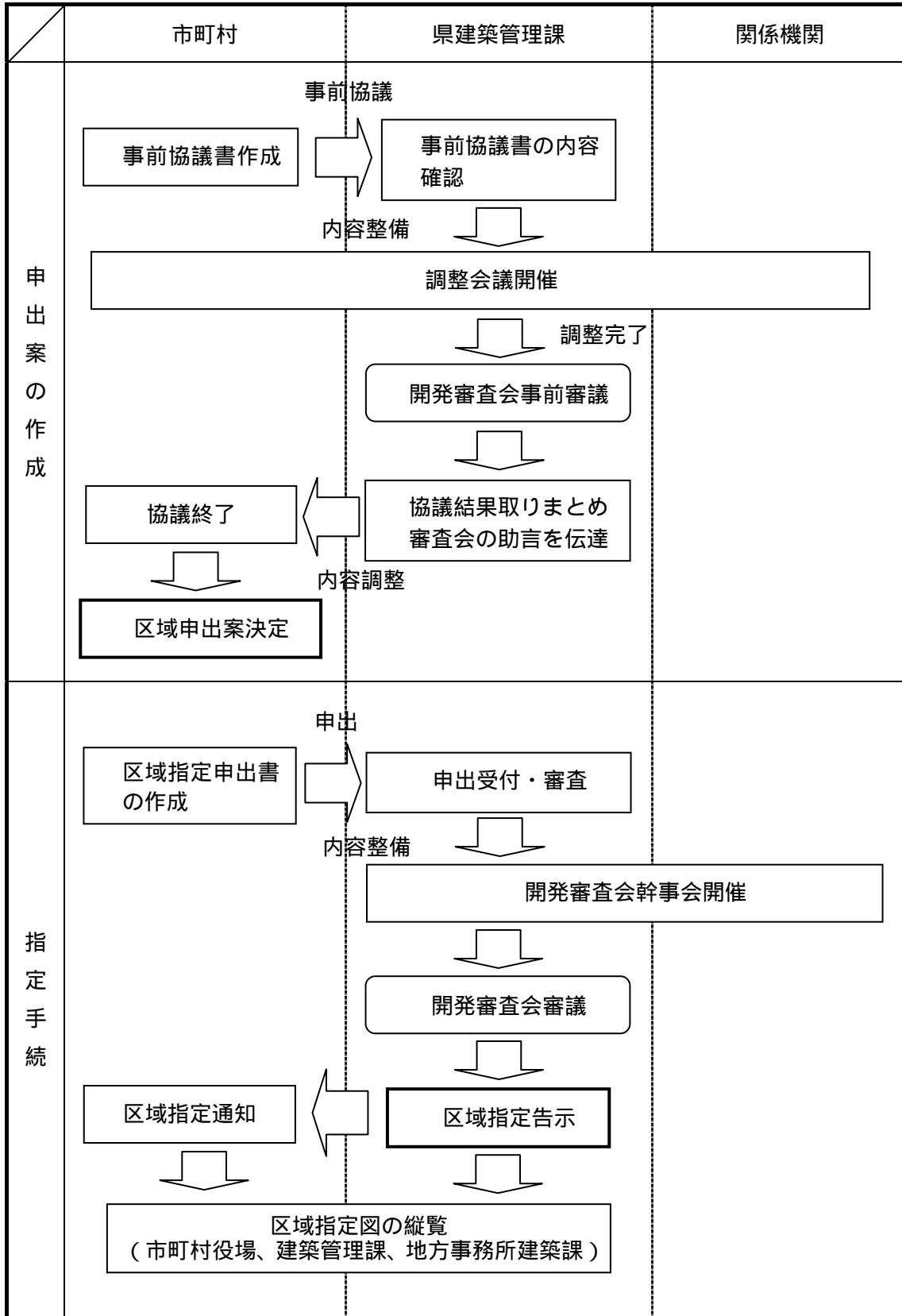
(1) 申出書の作成

用途指定の申出は、用途指定申出書(規則様式第1号)を知事に提出して行うこととされています。

申出書には、区域の概要と用途指定を申し出る用途、用途指定を申し出る理由及び住民の意向を反映した申し出であることについて記載してください。

(2) 添付図面等については、規則第4条第2項第2号から第5号までに掲げる区域指定の申出と同様の図面等ですが、区域指定の申出と同時にを行う際は省略することができます。

都市計画法第 34 条第 8 号の 3 区域指定手続きフロー



(別記様式1)

区域指定案に関する調査書

| | | | | |
|-------------------|---------|----------------|----------|----------------|
| 1 申出区域の概要 | | | | |
| 申出区域の名称 | | 申出区域に含まれる土地の区域 | | 区域の面積 |
| | | | | 約 ha |
| 2 社会的状況 | | | | |
| | | 年度国勢調査 A | 年度国勢調査 B | 増減率 B/A (%) |
| 市町村の区域 | 人口(人) | | | |
| | 世帯数(世帯) | | | |
| | 高齢化率(%) | | | |
| 都市計画区域 | 人口(人) | | | |
| | 世帯数(世帯) | | | |
| | 高齢化率(%) | | | |
| 市街化区域 | 人口(人) | | | |
| | 世帯数(世帯) | | | |
| | 高齢化率(%) | | | |
| 市街化調整区域 | 人口(人) | | | |
| | 世帯数(世帯) | | | |
| | 高齢化率(%) | | | |
| 申出区域を含む 自治区の区域 | 人口(人) | | | |
| | 世帯数(世帯) | | | |
| | 高齢化率(%) | | | |
| 3 土地利用状況 | | | | |
| 宅地 | 農地 | 雑種地 | 公共公益施設用地 | その他 |
| ha | ha | ha | ha | ha |
| (%) | (%) | (%) | (%) | (%) |
| 4 連たん状況(敷地単位) | | | | |
| 建築物数 | 住居系 | 商業系 | 工業系 | その他 |
| (100%) | (%) | (%) | (%) | (%) |

| 5 公共施設整備状況 | | | | |
|--------------------------------|-------------|-----|----------|-----|
| | 路線名 | 幅員 | 指定区域内の延長 | 備考 |
| 区域内の主要道路 | | m | km | |
| 区域内道路が接続する 区域外の道路 | | m | km | |
| その他の区域内道路 | 幅員 4 m 以上 | 延 長 | km | |
| | 幅員 4 m 未満 | 延 長 | km | |
| 上下水道 (施設名称・処理能力) | 上水道施設の整備状況 | | | |
| | 下水処理施設の整備状況 | | | |
| その他の公共施設 (施設名称・規模) | 公園、緑地又は広場 | | | |
| | その他の施設 | | | |
| 6 区域内及び周辺の状況(区域周辺にあっては区域からの距離) | | | | |
| | 施設名称 | 位 置 | | |
| 最寄駅 | | 区域内 | ・ 区域外 (| km) |
| 最寄りバス停 | | 区域内 | ・ 区域外 (| km) |
| 市町村役場・支所等 | | 区域内 | ・ 区域外 (| km) |
| 郵便局・金融機関等 | | 区域内 | ・ 区域外 (| km) |
| | | 区域内 | ・ 区域外 (| km) |
| 教育施設等 | 中学校 | 区域内 | ・ 区域外 (| km) |
| | 小学校 | 区域内 | ・ 区域外 (| km) |
| | 幼稚園・保育園 | 区域内 | ・ 区域外 (| km) |
| 集会所、公民館等 | | 区域内 | ・ 区域外 (| km) |
| 医療施設 | | 区域内 | ・ 区域外 (| km) |
| 福祉施設 | | 区域内 | ・ 区域外 (| km) |
| 保安施設(消防、警察) | | 区域内 | ・ 区域外 (| km) |
| 購買施設 | | 区域内 | ・ 区域外 (| km) |

(様式第1号)(第4条関係)

区域指定申出書

年 月 日

長野県知事 殿

市町村長 印

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり区域の指定を申し出ます。

記

1 指定を申し出る区域の概要

- (1) 名称
- (2) 位置
- (3) 面積
- (4) その他

2 指定を申し出る理由

3 市町村の都市計画に関する基本的な方針その他土地利用に係る計画における当該区域の位置付け

(様式第2号)(第5条関係)

用 途 指 定 申 出 書

年 月 日

長野県知事 殿

市町村長 印

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり用途の指定を申し出ます。

記

- 1 指定を申し出る用途

- 2 指定を申し出る用途に係る区域の概要
 - (1) 名称
 - (2) 位置
- 3 指定を申し出る理由